

平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害に係る緊急対策本部 設置要綱

平成 23 年 3 月 14 日

1 目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害等に対し、被災地域の都道府県町村議会議長会と連携し、被災町村の状況等を把握し、全国の都道府県町村議会議長会及び町村議会へ情報提供を行うとともに、早期復旧及び復興支援に向けて政府、国会等へ積極的に働きかけを行うため、全国町村議会議長会(以下「議長会」という。)に「平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害に係る緊急対策本部」(以下「緊急対策本部」という。)を設置するものである。

2 構成員

- (1) 緊急対策本部の構成員は、議長会の正副会長及び理事を持って構成する。
- (2) 緊急対策本部長は議長会会長とする。

3 役割

- (1) 地震による災害等に関する情報収集・提供
- (2) 被災地域における要望事項等の把握
- (3) 政府、国会等への緊急要望
- (4) 都道府県町村議会議長会からの義捐金の取りまとめ

4 事務局

緊急対策本部の事務局は、議長会に置く。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、緊急対策本部の活動について必要な事項は会長が定める。